

令和2年3月26日

報道関係者各位

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける フリーランス・個人事業主を含む市内中小企業者に対して 習志野市独自の経営支援を行います

習志野市では、新型コロナウイルス感染症の影響によりセーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた市内中小企業者を対象に、以下3つのアプローチにより、本市独自の経営支援を行います。

### 1. 支払った利子の全額を補給します（全額利子補給）

習志野市中小企業資金融資制度（市融資制度）を利用して、セーフティネット保証4号または危機関連保証が適用される融資（※）を受けた事業者に対し、支払い利子の全額を補給します。（令和2年3月中の融資も対象）

『借入れ金額』や『借入れ期間』による制限はありません。

対象者には、令和2年7月頃、手続方法等についてお知らせします。

※融資額：最大1,000万円 融資期間：最長10年 融資利率：1.8～2.5%

### 2. 支払った信用保証料の全額を補助します（全額保証料補助）

上記1と同じ事業者に対し、千葉県信用保証協会に支払った信用保証料の全額を補助します。

申請受付の開始は、令和2年4月上旬を予定しています。

### 3. 支払った信用保証料を最大20万円補助します（保証料補助）

上記2の対象とならない事業者（市融資制度以外で、セーフティネット保証4号または危機関連保証が適用される融資を受けた事業者）に対し、千葉県信用保証協会に支払った信用保証料について、最大20万円（20万円未満の場合は全額）を支給します。（令和2年2・3月中の融資も対象）

申請受付の開始は、令和2年4月上旬を予定しています。

詳しくは下記問合せ先までお問い合わせください。

問合せ先  
協働経済部 産業振興課  
担当：奥井 良和（課長）  
電話047-451-7755